

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要です。

月経等を含めた児童生徒等が持つ性に関する悩みに対しては、これまでも「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会。以下「健康診断マニュアル」という。）等に基づき、健康診断における問診や相談内容等を踏まえ、学校保健関係者が児童生徒等の個々の発達や関心のレベルに合わせて指導するなど、産婦人科医への相談を含め御対応いただいているところです。

今般、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、女性の生理と妊娠等に関する健康について、生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進に関する項目が盛り込まれ、必要に応じ、より迅速かつ適切に産婦人科等の受診につなぐことの重要性が示されました。（別添1参照）

このため、婦人科的診療は健康診断の必須検査項目ではありませんが、児童生徒等が自身の不調を訴えることに心理的な負担を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していなかったりすることにより、適切な助言や指導が受けられないことも考えられますので、毎年度定期の健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど、適切に対応いただくようお願いします。その際、健康診断マニュアルにおいて、健康診断時に注意すべき疾病及び異常として、産婦人科関連の内容が記載されていますので、引き続き御活用ください。（別添2参照）

また、学校における指導の際には、「『健やか親子21（第2次）』の中間評価等に関する検討会報告書を踏まえた取組について」（令和元年11月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において示している産婦人科医や助産師等の外部人材を活用することなどにより、効果的な指導に取り組むようお願いいたします。（別添3参照）

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 (抜粋)
(令和3年6月16日)

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 女性の生理と妊娠等に関する健康

○生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進

小・中・高等学校等において、月経関連の症状を始めとする生理に関する様々な症状の児童生徒に対し、必要に応じて産婦人科等の受診につなぐ。また、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」等の情報提供について、児童生徒を始め誰もが分かりやすい情報を充実させる。これらにより、児童生徒を始め誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく産婦人科等に相談できる環境の整備に努める。【文部科学省、厚生労働省】

生理休暇を必要とする女性労働者が当該休暇を取得しやすい環境の整備のため、職場における生理に関する理解を深めることができるよう、生理休暇制度等について工夫して周知広報を行う。【厚生労働省】

7 産婦人科関連

1 産婦人科医への相談基準

思春期女子に対する婦人科の診察は必須検査項目ではないが、第2次性徴に関連する問診は大切である。一方、産婦人科医が地域において月経及び月経異常についての質問・相談等に関わる機会が多い。産婦人科関連における思春期女子が抱える悩みの大半は、月経・妊娠(避妊を含む)・ボディイメージ(乳房・外性器のサイズや形状、体毛・体臭等)の内容である。これらはインターネット等で性に関連した情報が氾濫する以前から同様の傾向であり、児童生徒等が持つ性に関する疑問に対して学校保健関係者が個々の発達や関心のレベルに合わせて適切に回答できることが望まれる。そこで、児童生徒等の健康診断における問診や相談内容のうち、産婦人科医へ相談を要する具体的な基準を挙げる。

■ 体格・食生活

陰毛は13歳以上で全く「なし」、乳房のふくらみは7歳未満で「ある」、または11歳以上で「なし」では、早発・遅発思春期として内分泌疾患が潜在する可能性がある。また、やせ過ぎ・体重減少を伴うダイエットや高度肥満・過食は摂食障害や骨量減少リスクから、いずれも注意を要する。

■ 初経の時期

初経は10~14歳の間に発来するのが正常である。10歳未満で月経が開始されるのを早発月経、15歳以降に発来するのを遅発月経という。15歳になっても月経が一度もないと原発無月経の可能性を考慮して専門医への受診を勧める。思春期早発症(100ページ参照)では、骨端線の早期閉鎖による低身長予防に留意する。18歳になっても初経が発来しない原発無月経では、染色体異常や子宮奇形等が原因であることが多い。後者は、治療によって腹痛等の症状も含めて無月経が改善するため、早期の対応が重要となる。

(厚生労働省の小児慢性特定疾患としては思春期早発症、思春期遅発症の疾患名が用いられているが、日本産科婦人科学会では早発思春期、遅発思春期を用いる。)

■ 月経周期及び月経量

初経から数年間は排卵がまだ確立されていないため、思春期女子の月経周期が初経時から規則的であることの方が少ない。しかし、3か月以上月経がこない場合は続発無月経として専門医への受診を勧める。ダイエットやストレス、クラブ活動等による過激な運動等が続発性月経の原因と考えられており、放置によって月経の自然再開が困難となり、骨量減少による疲労骨折のリスクが高まる。また、月経持続が長い場合(1週間以上)や月経量が多いと出血多量によって貧血になりやすく、貧血の治療も要する。

■ 月経痛と月経随伴症状

月経時及び月経周辺期に、繰り返し腹痛、頭痛、嘔気・嘔吐などの症状が強く、授業を受けることが困難な場合は、月経困難症として産婦人科受診を勧める。思春期女子では、成人女性に多い子宮内膜症や子宮筋腫等が原因となる器質性月経困難症であることは少なく、特定の疾患がない機能的月経困難症であることが多い。しかし、機能的であっても将来的に器質性月経困難症に移行するリスクを有する。

疼痛に対しては、腰を温めたり有酸素運動をしたりするなどの対処のほか、痛みピークに達する前に非ステロイド系消炎鎮痛剤の服用を勧め、月経痛を我慢させないように指導する。鎮痛が不十分であれば、産婦人科にて低用量エストロゲンプロゲステン配合薬(LEP)や低用量経口避妊薬(いわゆるピル)の処方によるホルモン療法が効果的である。

また、月経開始の3~10日前からイライラや憂うつ、下腹痛や頭痛、むくみ、食欲の亢進や傾眠等の多彩な精神的・身体的症状が出現し、月経開始とともに減退する場合は、月経前症候群(premenstrual syndrome; PMS)の可能性を考慮して専門医への受診を勧める。

2 妊娠

15歳以下の若年妊娠数(出産数+人工妊娠中絶数)は1,558人(2013年度)と少なくない現状である。そのため、小・

中学生の女子であっても続発無月経であれば妊娠の可能性を念頭におく必要がある。月経が遅れる等の月経異常に伴う嘔気や体調不良等の徴候があれば、さりげなく性交渉の有無を尋ねてみるとよい。性交渉歴があれば、その時期に関わらず妊娠反応検査若しくは産婦人科受診を積極的に勧める。また、性暴力による若年妊娠も相当数存在すると考えられるため、正しい緊急避妊法や産婦人科をはじめとする専門相談機関を案内できることが望ましい。若年妊娠の多くは本人が望まない妊娠であることから、いきなり妊娠の可能性を問いただすと事実と異なる拒否的な回答となりやすく注意が必要である。

3 婦人科疾患

思春期女子においては、子宮の腫瘍性疾患に罹患する頻度は低く、少量の一時的な不正性器出血をしばしば認めるもののそれが問題となることは少ない。一方で、卵巣腫瘍は良性・悪性を含め、若年女子にもときにみられる。また、性感染症は女性において無症状であることが多いので、性感染症予防の教育は必要である。

■ 帯下(おりもの)の異常

帯下の増量は、概ね月経と月経の中間の時期に卵胞ホルモンが増加する排卵期や性的興奮による分泌液が増加する場合は正常であることが多い。悪臭や黄色の色調、泡状やカス状の固形物や掻痒感・疼痛を伴う場合は、腔内で微生物の異常増殖がおこり炎症を起している可能性があり、産婦人科への受診を勧める。

■ 外陰部の疼痛・皮膚症状

外陰部の腫脹、潰瘍、水疱形成や疼痛が出現する場合は、産婦人科への受診を勧める。思春期女子において悪性腫瘍が原因となることはほとんどない。急性外陰潰瘍やバルトリン腺膿瘍等は性交渉と関係なく罹患することもあるが、多くは、性感染症(クラミジア、淋菌、尖圭コンジローマ、ヘルペス、エイズ、梅毒等)による。特に、性器と性器の結合でなくても指や皮膚同士の接触、口腔を介した性的接触等でも感染する可能性がある。

性感染症の特徴として、発熱・腹痛の合併や症状を繰り返す場合は自ら医療機関への受診をすることもあるが、無症状や軽微な症状(帯下の増加や腔外陰部の違和感など)がほとんどであるため、受診をしないまま経過し、症状が消失する可能性は高い。症状がなくても性的接触で周囲に感染が広がることから、性行為があれば、1年に1～2回は性感染症のチェックを行い、早期に発見してパートナーと一緒に治療を行う必要がある。軽い症状であっても、問診等によって潜在する性感染症を拾い上げることができれば、その役割は大きい。

■ 思春期早発症

思春期早発症には、特発性中枢性といって正常な思春期が異常に早期に発来する場合と、腫瘍などから性ホルモンが異常に分泌される場合とがある。多くは特発性中枢性であり、女子によくみられる。思春期が異常に早く経過するだけなので病気とはいえないが、身長伸びが異常に早く止まってしまうので、最終身長(成人身長)が極端に低くなるのが最大の問題である。現在では思春期の経過を人為的に遅らせる(4週に1回LH-RHアナログ製剤を皮下注射)ことによって、できる限り本来の成人身長にまで伸ばす治療が行われている。この治療が有効である鍵は早期発見・早期治療である。診断は、男子では①9歳までに精巣(睾丸)が発育する、②10歳までに陰毛が生える、③11歳までにわき毛、ひげが生えたり、声変わりが見られるなど、女子では①7歳6か月までに乳房がふくらみ始める、②8歳までに陰毛、わき毛が生える、10歳6か月までに初経(生理)が始まるなどに注意する。日頃から保護者に思春期早発症について啓発しておくことが重要である。当然、思春期成長促進現象が早期にみられるので、二次性徴の所見を確認することが難しいとしても、身長成長曲線を検討し、前年度に比べて身長成長曲線が基準線と比較して明らかに上向きになっている場合は、計測の誤りでないことを確認して適切な対応をする必要がある。女子で10歳6か月前に初経があつてからでは、成人身長を改善することはかなり難しいと考えなければならない。低身長である児童生徒等の身長が急に伸びだして仲間の身長に追いつきだすと、本人はもとより、保護者も喜ぶことが多いが、このような場合、ほとんどがそれまでの低身長の程度をさらに下回る極端な低身長になるので注意しなければならない。

思春期早発症には腫瘍から性ホルモンが分泌されることが原因である場合もあることに注意する必要がある。この場合は腫瘍の摘出手術が行われる。

事務連絡
令和元年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「健やか親子21（第2次）」の中間評価等に関する検討会報告書
を踏まえた取組について

標記について、令和元年11月21日付け子母初1121第4号で、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長から、別紙のとおり、依頼がありました。

については、本通知の趣旨を御理解いただくとともに、関係部署等に対して周知されるようお願いします。

(本件担当)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係
TEL：03-5253-4111(2918)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「健やか親子 2 1 (第 2 次)」の中間評価等に関する検討会報告書の送付
及びこれを踏まえた取組の推進について (協力要請)

「健やか親子 2 1 (第 2 次)」は、20 世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画です。本年は、2015 年度から 2024 年度までの 10 年計画の中間年にあたるため、「健やか親子 2 1 (第 2 次)」のこれまでの実施状況等中間評価を行い、別添の通り、「健やか親子 2 1 (第 2 次)の中間評価等に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)をとりまとめました。

報告書においては、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策において、特に十代のメンタルヘルスケア、十代の性に関する課題、食生活等生活習慣に関する課題について、更なる取組の充実が必要と指摘されているところです。

とりわけ、十代の性に関する課題については、正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や小児科医、助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育に取り組むことが求められています。

このことを踏まえ、厚生労働省から各都道府県衛生主管部局には、このような報告書を踏まえた取り組みを進めるよう依頼するとともに、日本医師会や日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本助産師会に対して、学校での性に関する教育における外部講師の活用について、各都道府県における積極的な協力を依頼しています。

貴省におかれましては、本通知及び報告書の内容について御了知いただきますとともに、都道府県教育委員会等への周知をお願いいたします。

『健やか親子21（第2次）』の中間評価等に関する検討会
報告書のポイント

1. 「健やか親子21（第2次）」策定時に目標として設定した52指標のうち、34指標が改善するなど一定の成果が出ており、「マタニティマークを知っている国民の割合」など既に最終評価目標に到達した指標もみられる。
2. 一方で、妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていることなど妊産婦のメンタルヘルスケアも大きな課題である。引き続き、子育て世代包括支援センター等を中心とした多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
3. 「十代の自殺死亡率」「児童虐待による死亡数」などは改善しているとはいえ、引き続きの対策が求められる。
4. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策においては、十代の性に関する課題について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育に取り組むことが求められている。
5. 父親の育児への取組が大きく変化している一方で、育児に伴う父親の産後うつなどについての実態の把握が十分とはいえない状況を踏まえ、父親の育児支援や心身の健康に関する現状の把握を進める必要がある。
6. 地域間での健康格差を解消するためには、母子保健サービスを担う各市町村が取組の質の向上を図ることに加え、都道府県においては地域間の母子保健サービスの格差の是正に向けた、より広域的、専門的な視点での市町村支援が求められる。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

学校歯科健康診断については、児童生徒等の歯を含めた口腔機能の発育・発達の状況を把握し、疾病や異常の有無を確認しながら、必要に応じて専門医への相談や治療につなぐことが求められます。児童生徒やその保護者が、学校歯科健康診断結果をよく理解し、その上で必要な専門医の相談・治療を受けることが重要です。

特に検査において歯列・咬合の異常により専門医による診断が必要と判定された場合に、当該児童生徒の保護者が検査結果やその後の治療に関する情報を十分に得られないことにより、保険適用外となる歯科矯正治療の実施の可否について適切に判断できないことも考えられます。このため、文部科学省においては、公益社団法人日本学校歯科医会に協力いただき、歯科健康診断の検査及び検査結果の通知の際に各学校に留意いただきたい事項を下記の通りまとめました。各学校の健康診断結果の通知に際しては、下記事項にも留意いただき、本人・保護者への一層丁寧な情報提供を行っていただくようお願いします。

なお、公益社団法人日本学校歯科医会に加盟する学校歯科医に対しては、本事務連絡に関連して、同会より添付の協力依頼が送付されていますので、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認

定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 検査結果の通知

歯科健康診断の結果については、本人・保護者へ適切に通知することとなるが、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみでなく、検査結果の意味や関連する情報（※）を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に対処できるよう工夫すること。

その際、健康診断票の「歯列・咬合」について「2」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を通知する場合には、本人・保護者に対して伝える内容として、公益社団法人日本学校歯科医会において示している添付の例も参考にさせていただきたいこと。

2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施

上記の検査結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに必要な児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、児童生徒やその保護者へ想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努めること。

3. 学校歯科医・地域の歯科医療機関との連携

歯科健康診断の実施や結果の通知、事後措置等への対応を円滑に行うためには、日ごろから学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医療機関との連携が重要であること。

学校歯科医等に対する報酬については、学校設置者において、その役割に応じた基準を定めているが、引き続き、その対応に遺漏のないようにすること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

歯科健康診断において「歯列・咬合」の「2」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を本人・保護者に通知する際に併せて伝える内容の例（公益社団法人日本学校歯科医会作成）

歯科健康診断結果 ^{しれつ こうごう} 歯列・咬合「2」についてのお知らせ

^{しれつ こうごう} 歯列・咬合とは、歯並びやかみ合わせのことです。「食べ物を取り込み、食べる」機能、「表情をつくり、話す」機能及び「運動を支え、体のバランスをとる」機能等に直接かかわっており、食生活のみでなく生活の質全体に関係しております。歯列・咬合の不正は、子供の成長発育段階により、噛む・話す・呼吸する・体のバランスをとるなどの発達に影響が見られる場合があります、学校での学習にも影響がでる場合があります。

学校歯科健康診断の結果に記載される歯列・咬合の不正は、主に「^{はんたいこうごう}反対咬合」「^{じょうがくぜんとつ}上顎前突」「^{かいくさう}歯数異常」「^{かいこう}開咬」などがあります。

- 上下の前歯のかみ合わせが前後逆になる「反対咬合」、上の前歯が前方に出ている「上顎前突」は成長発育不全（上顎発育不全・下顎発育不全）を起こしやすくなります。また発育の状況により、歯周病やむし歯のみでなく、嚥下（飲み込み）の時に舌を突き出す癖や口呼吸に関連することもあります。
- 本来生えてくるべき歯数と異なる「歯数異常」は、先天性欠損や埋伏歯、過剰歯がある場合が多く、手術による治療が必要な場合、その後に矯正処置が必要な場合もあります。
- かみ合わせたときに前歯に上下の隙間ができる「開咬」の場合は発音（構音）に問題がおき、サ行やタ行が発音しにくいなどの障害が起こる場合があります。原因が指しゃぶりなどの癖の場合、癖の中止や早い時点でくちびるの訓練を行うことにより、改善がみられる場合があります。重度の場合は、将来的に矯正治療の検討も必要です。

これらの症状については、お子様の発達段階や個々の症状の程度により、必要となる対応が異なります。それぞれの状況について、学校の健康相談等で確認することでできますので、専門医を受診する前に必要に応じて学校と相談してください。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部が改正されましたので御連絡いたします。なお、学校における対応については変更ありません。

事務連絡
令和4年4月15日

各都道府県・指定都市教育委員会 学校保健主管課・学校給食主管課
各都道府県教育委員会 専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を
改正する件について

日頃から健康教育行政の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。
今般、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第11条第1項に基づき作成された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部が改正され、別紙のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼がありましたのでお知らせします。

については、基本指針の趣旨を踏まえ、文部科学省ホームページに掲載している資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、引き続き適切な措置をお願いします。

<文部科学省ホームページ>

アレルギー疾患対策 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm)

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課

におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2070）

事務連絡
令和4年4月13日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）を改正し、別添のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

つきましては、貴課におかれましても、関係機関等に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

【別添】

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について（通知）」（令和4年3月14日健発0314第2号厚生労働省健康局長通知）

健発0314第2号
令和4年3月14日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第6項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月14日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第5条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第11条第6項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

今般、令和4年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等（学校教育第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）の学校医（幼稚園における園医を含む）に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせいたします。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂、発行：公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成26年度、発行：文部科学省）等を踏まえ、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー（保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は

明らかな症状の既往及び I g E 抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)) に該当する患者について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各学校等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記にご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 管理指導表の学校等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要があること。

2. 学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

T E L : 03-5253-4111 (内線 2070)

(別紙)

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)
(抜粋)

○別表第一 医科診療報酬点数表
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I) 250点

注7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

○別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I)

(17) 「注7」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり(除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びI g E抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者(18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう)が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。

なお、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあつては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。

ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。

(18) 「注7」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10

項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

- (19) 「注 7」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- (20) 「注 7」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

香りの配慮に関する啓発資料の活用について（依頼）

近年、柔軟剤などの香りにより体調不良を訴えるといった相談が増加していることなどを踏まえ、関係省庁が連携し、別添のとおりポスターを作成しましたので適宜掲示するなど活用をお願いいたします。

学校において児童生徒等が健康で快適に活動できる学習環境を確保するために、柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲の方への配慮を心がけていただくことが重要です。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）

その香り

困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。



香りの強さの感じ方には個人差があります。

使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。